

平成30年度 第1回 学校給食北部センター献立委員会 会議次第

日 時 平成30年7月6日(金)

午後4時00分

場 所 北部センター2階会議室

1. 開 会

2. 自己紹介

3. 会長、副会長の選任

4. 会長あいさつ

5. 協 議 事 項

1) 平成30年度献立計画について

2) アレルギー対応食について

3) その他

6. 閉 会

平成 30 年 度
学校給食北部センター献立委員会名簿

役 職 名	氏 名	電 話	備 考	
平根小学校長	新海 吉永	66-1717	佐久平浅間小学校	副会長 会長
浅間中学校校長	羽毛田 和彦	67-2392	東中学校	
岩村田小学校	高柳 いづみ	67-3309	給食主任	
佐久平浅間小学校	柳澤 浩美	66-1717	給食主任	
平根小学校	臼田 雅子	67-3539	給食主任	
中佐都小学校	依田 ひろみ	67-3418	給食主任	
高瀬小学校	森山 貴恵	67-2459	給食主任	
東 小学校	菜花 寛子	68-6829	給食主任	
浅間中学校	長井 恵子	67-2410	給食主任	
東 中学校	太田 真由美	67-2392	給食主任	
岩村田小学校	石黒 美紀		P T A副会長	
佐久平浅間小学校	島谷 麗子		P T A副会長	
平根小学校	岡村 陽子		P T A副会長	
中佐都小学校	川村 俊明		P T A副会長	
高瀬小学校	柳澤 奈美子		P T A副会長	
東 小学校	木樽 加奈		P T A副会長	
浅間中学校	黒澤 美咲		P T A副会長	
東 中学校	岩月 正男		P T A副会長	
学校給食北部センター	和田 優子		栄養士	
〃	花岡 愛		栄養士	
〃	小林 志保		栄養士	
事務局 学校給食課長 企画員 事業係長 調理主任 調理副主任	川野 敏一 小泉 誠 大工原 二郎 花里 正樹 菊池 亜矢子	佐久市大字長土呂64-22 学校給食北部センター 電 話 67-5694 F A X 66-3450		

献立委員会委員の年度別内訳

※網掛け:会長職

年 度	小学校代表	中学校代表
平成15年度	4 東小	東中
平成16年度	5 岩村田小	浅間中
平成17年度	1 高瀬小	東中
平成18年度	2 中佐都小	浅間中
平成19年度	3 平根小	1 東中
平成20年度	4 東小	2 浅間中
平成21年度	5 岩村田小	1 東中
平成22年度	1 高瀬小	2 浅間中
平成23年度	2 中佐都小	1 東中
平成24年度	3 平根小	2 浅間中
平成25年度	4 東小	1 東中
平成26年度	5 岩村田小	2 浅間中
平成27年度	1 高瀬小	1 東中
平成28年度	2 中佐都小	2 浅間中
平成29年度	3 佐久平浅間小	1 東中
平成30年度	4 平根小	2 浅間中
平成31年度	5 東小	1 東中
平成32年度	6 岩村田小	2 浅間中
平成32年度	1 高瀬小	1 東中

～ 献立作成にあたって ～

佐久市学校給食北部センター

学校給食の目標

- (1) 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- (2) 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- (3) 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- (4) 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- (5) 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- (6) 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- (7) 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

学校給食の栄養価

文部科学省より示されている「学校給食の摂取基準」をもとに、1ヶ月平均して栄養量を満たすように作成しています。この基準は、厚生労働省が定めた「日本人の食事摂取基準（2010年版）」の考え方を踏まえるとともに、児童生徒の健康状態や生活活動、地域の実情に配慮し、弾力的に適用することとなっています。

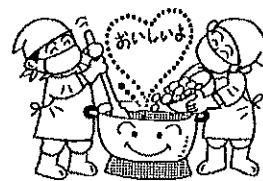
区分	児 童 (6～7才) の場合	児 童 (8～9才) の場合	児 童 (10～11才) の場合	生 徒 (12～14才) の場合
エネルギー kcal	530	640	750	820
たんぱく質 g	20	24	28	30
脂 質 %	16～26	18～32	22～38	25～40
食塩相当量 g	2未満	2.5未満	2.5未満	3未満
カルシウム mg	300	350	400	450
鉄 mg	2	3	4	4
ビタミンA μg	150	170	200	300
ビタミンB1 mg	0.3	0.4	0.5	0.5
ビタミンB2 mg	0.4	0.4	0.5	0.6
ビタミンC mg	20	20	25	35
食物繊維 g	4	5	6	6.5
マグネシウム mg	70	80	110	140
亜 鉛 mg	2	2	3	3

(学校給食摂取基準 平成25年1月30日付改定)

※小学校中学年を基準に低学年0.9、高学年1.1、中学校1.3倍を目安に量を調整し献立を作成しています。

(ただし、栄養面での調整が必要な場合はこの限りではない)

～ 安全で心のこもったおいしい給食作り～



給食内容

○ 主食

米飯（モンドウル田村屋、塩川ベーカリー） 月、水、金
佐久市産こじひかり（JA佐久浅間）
パン（炊飯センター柳澤、塩川ベーカリー） 火、木
めん（木内麺業）木（6月中旬～9月中旬パン）

○ 牛乳 毎日つきます。長野県産 協同乳業（県の入札にて決定）

○ 副食 焼き物、揚げ物、蒸し物、煮物、炒め物、汁物、和え物のうち3品 （果物、デザート）

- ・ 地元でとれた野菜やくだものを積極的に取り入れています。
- ・ 郷土食や行事食、旬の食材を使用した季節感のある献立の工夫をします。
- ・ 各学校の希望献立の日を設けています。
- ・ 魚、大豆製品、海草、色の濃い野菜など子どもたちに嫌われがちな食品は工夫して食べやすいよう調理するようにしています。

調理作業

- ・ 可能な限り、手作りや食材の手切りをこころがけています。
- ・ 文部科学省「学校給食衛生管理基準」と厚生労働省基準に基づき管理運営しています。

学校、家庭との交流

- ・ 運営委員会 年3回開催 5月、11月、3月
 - ・ 献立委員会、年2回開催 6月、3月
 - ・ 献立表、給食便りの配布（毎月・家庭配布）
 - ・ 献立カレンダーの配布（毎月・各クラス配布）
 - ・ 栄養士、係長、調理員による学校訪問（各クラス）
 - ・ 試食会（センター又は学校にて実施）
 - ・ センター見学（児童・生徒・PTA）
 - ・ 給食週間時の栄養士の話（依頼により実施）
 - ・ 食に関する授業（依頼により実施）
 - ・ 学校保健委員会、PTA研修等での食の話（依頼により実施）
- ※ 学校、家庭との連携を密にしていきたいと思っています。

平成 30 年度 献立年間計画

佐久市学校給食北部センター

月	月目標	献立作成のポイント	行事食等	食品	指導内容	その他
4月	給食のきまりやマナーを覚えて楽しい給食にしよう。	入学、進級を祝う献立。新入生が食べやすいよう調理の工夫をする。春を感じる献立。	入学・進級祝	ちんげん菜・菊 キャベツ・菜の花・新玉ねぎ かんきつ類	給食のきまりを知る。正しい食事のあり方を身につける。	
5月	バランスのよい食事をしよう。	成長期に必要なバランスのとれた献立。	子どもの日	アスパラ こかぶ・かつお 新じゃが	小、中学生に必要なバランスのとれた食事を理解する。	運営委員会① 学校訪問
6月	骨や歯を丈夫にしよう。	カルシウム摂取を考慮した献立。よく噛んで食べる献立。	虫歯予防デー かみかみ献立 びんびんキラリ食①	梅・メロン びわ さくらんぼ	カルシウムの働きを知り、必要量を摂取できるよう努力する。	献立委員会① 学校訪問
7月	暑さに負けない食事をしよう。	暑さに負けない食品をとり入れた献立。	七夕 土用丑の日 希望献立	トマト・なす きゅうり おくら・玉ねぎ きゃべつ	夏の体の特性を知り暑さに負けない体を作るための食事を知る。	学校訪問
8月	規則正しい食事をしよう。	暑さに負けない食品をとり入れた献立。		かぼちゃ・なす ピーマン きゅうり・トマト じゃがいも	朝食の必要性 三食の重要性と間食の役割を理解する。	学校訪問
9月	規則正しい食事をしよう。	運動量の多い月なので量と質の配慮をする。	防災の日 十五夜 運動会応援献立 希望献立	里芋・ごぼう かぼちゃ・冬瓜・梨・プルーン ぶどう・小鮎 さんま・さば	三食の重要性と間食の役割を理解する。	学校訪問
10月	好き嫌いしないで食べよう。	秋の味覚、産物を取り入れた献立。	体育祭応援献立 希望献立 びんびんキラリ食②	サツマイモ 白菜・きのこ いわし さんま・サバ	偏食の害を知り、バランスのよい食事をとるように努力する。	学校訪問
11月	感謝して食べよう。	秋の味覚、産物を取り入れた献立。	勤労感謝の日(収穫祝) 希望献立	里芋・人参 きのこ・たら 鮭・白菜・大根 柿・りんご・栗	食べ物を大切にする気持ちを持つ。作る人への感謝の気持ちを持つ。	学校訪問 運営委員会②
12月	寒さに負けない食事をしよう。	寒さに負けない食品をとり入れた献立。	クリスマス 冬至 年越し 希望献立 びんびんキラリ食③	白菜・ねぎ チンゲン菜 ほうれん草・かぶ 水菜・ブロッコリー りんご・みかん	冬の体の特性を知り、寒さに負けない体を作るために必要な食品を知る。	学校訪問
1月	郷土の食べ物を知ろう。	郷土に伝わる食材を使って献立や行事に関連した献立。	七草 鏡開き 給食記念日 希望献立	なずな・凍豆腐 大根・小松菜 佐久鯉・白菜 ぼんかん・苺	郷土に伝わる食べ物や行事食を知る。給食の歴史を知る。	学校訪問
2月	食事と健康の関係を理解しよう。	貧血等、病気を予防するための栄養について考慮した献立。	節分 希望献立 びんびんキラリ食④	ほうれん草・小松菜 白菜・三つ葉 いわし・れんげい いよかん・苺・豆	生涯の健康を配慮した望ましい食生活のあり方を理解する。	献立委員会②
3月	食生活の反省をしよう。	卒業を祝う献立。	ひなまつり 佐久の日献立 卒業祝	菜の花 さわら・三つ葉 でこぼん	望ましい食生活への関心がもてるようになったか1年間のまとめをする。	運営委員会③

※「びんびんキラリ食(年4回)」や「食育の日(郷土料理、行事食)」が入ります。

アレルギー対応食の提供について

佐久市学校給食北部センター

1. 対応食希望者へ配布する書類（◎が提出書類となります）

○佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱 及び事業の流れ

◎様式第1号（第6条関係） 「佐久市学校給食アレルギー対応食実施意向調査票」

◎別表「食物アレルギー症状食品等該当表」

◎様式第2号（第6条関係） 「学校生活管理指導表（原本配布・管理…学校）」

◎様式第3号（第7条関係） 「佐久市学校給食アレルギー対応食事業実施申請書」

○様式第4号（第8条関係） 「佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業実施決定通知書」

◎様式第5号（第9条関係） 「佐久市学校給食アレルギー対応食実施承諾書」

◎様式第6号（第10条関係） 「佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業変更（中止）願」

様式は、佐久市ホームページ内/市政情報/お役立ちガイド/例規集検索/五十音検索/力行/佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱 より印刷することもできます。

（但し、学校給食飲用牛乳停止関係書類は除く）

2. 対応食提供実施までの流れ

① アレルギー対応食提供事業説明

② 意向調査票（様式第1号）・学校生活管理指導表（様式第2号）及び別表・調査表提出

※1 食物アレルギー症状食品等該当表

⇒ 記入し受診時に持参、受診後「様式第1号・様式第2号」とともに提出

③ 三者面談…②により除去の状況や、希望する対応等について確認します。

④ 申請書提出（様式第3号）

⑤ 審査・決定（様式第4号）…教育委員会より家庭へ（様式4号）が送付されます。

⑥ 承諾書提出（毎月・様式第5号）…飲用牛乳停止のみの方は承諾書の毎月の提出は必要ありません。

⑦ 変更（中止）願（様式第6号）…対応内容の変更又は中止を希望する際に提出。

※医師の診断（学校生活管理指導表）が必要となります。

○献立

一般献立を基本として、食物アレルギーの起因となる食材料を除去した除去食または、代替食を提供します。

- ・主食 パン・ソフト麺・ご飯自体が食べられない場合は停止し返金
 混ぜ込みパン・混ぜご飯については除去または代替食
- ・主菜 除去または代替食 ・副菜 除去または代替食
- ・汁物 除去または代替食 ・牛乳 停止し返金
- ・デザート・ジャム等 代替食

対応例：小麦・乳・卵アレルギー

一般食献立

丸パン（小麦）
ハンバーグケチャップソース（パン粉）
糸寒天サラダ（しょうゆ）
アスパラのチーズシチュー
（ルウの小麦粉、牛乳、チーズ）

→

対応食

主食は停止（家庭より持参）
手作りハンバーグ（大豆粉使用）
糸寒天サラダ（小麦無しょうゆ使用）
アスパラのチーズシチュー
（米粉・豆乳使用）

○調理

- ・アレルギー調理室で、専任の栄養士と調理員が調理、配缶します。

○学校・家庭との連絡

- ・毎月20日までに翌月分の実施予定献立表を家庭に配布、25日までに家庭から実施承諾書（様式第5号）を提出された場合に対応食の提供ができます。
- ・献立内容や児童生徒の様子について連絡を取り合います。

4. その他

○北部センターでそば粉を使ったメニューは現在提供していません。しかし、使用する加工食品の原材料として使われることや、製造ラインで混入する可能性があることも考え、業者より配合表をとり確認しています。

○ソフトめん（ソフトうどん・ソフトラーメン含む）は、工場内でそばの製造が行われています。そばとの製造ラインは別ですが、工場内で空気中に飛散する可能性がある為、心配のある方には相談していただくようにしています。

○パンは、工場内で給食用・市販用が同じ製造ラインで行われています。製造ライン上で混入する可能性がある為、心配のある方には相談していただくようにしています。

○果物類、トマト、ミニトマト、マヨネーズ、サラダの調味料以外の生ものは現在提供していません。これ以外の食品でアレルギーがあり、加熱すれば食べられるものについては対応食の対象外となります。

食物アレルギー対応について（学校用）

佐久市学校給食北部センター

1) 月々のやりとり

- ・毎月20日までに予定献立表を家庭配布

↓

- ・毎月25日までに承諾書をセンターへ提出（土日にかかる場合は前日までに）

↓（学校ごとに全員分揃ってからまとめてセンターへください）

- ・毎月末日までに対応内容一覧（個別アレルギー対応食確認表）を学校へ送付
（4月分は例外となります）

- ・3月10日頃に予定献立表を家庭配布

↓

- ・3月16日までに承諾書をセンターへ提出

↓

- ・4月1日に対応内容一覧（個別アレルギー対応食確認表）を学校へ送付

2) 日々のやりとり

- ・学校ごと、その日の対応食をまとめてアレルギー食缶へ詰め、コンテナの所定の位置に入れて配送します。

- ・アレルギー食缶の中には、配送表と個別のアルミバックにネームプレートをつけて入れておきますので、配送後は学校ごとの取り決めにしたがって管理してください。

- ・個別のアルミバックの中に、対応食と連絡表を入れておきますので、必ず学級担任等の職員が確認し、サインして戻してください。連絡事項のある場合は連絡らんに記入してください。（サインのない場合は至急確認をとります）

- ・対応食がパンやデザートなどの業者配送品のみの日は、連絡表はクラスの食器かごへ入れます。

- ・対応食容器について

パン・・・パン屋より、ビニール袋に入れ区別しクラスのパン箱へ入れて配送
（例外でセンターから送る場合もあります）

ご飯・・・大容器

汁物・・・保温ジャー

主菜・・・小容器

和え物・・・小容器（保冷剤が入りますので、必ず戻してください）

果物・・・小容器 またはビニール袋

- ・対応食の食べ残しは、クラスの食缶ではなく対応食容器に入れたまま戻してください。その際、容器のフタはきちんと閉めてください。

- ・欠席連絡が家庭から来た日はセンターからの対応食を止めます。パンは届くかと思いますが校内で処分してください。

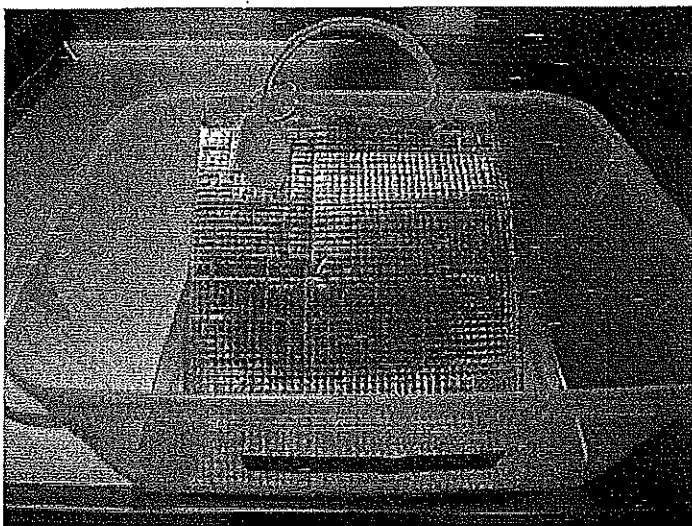
- ・数もののおかずは対応食がある場合は減らします。業者配送のデザートは代替食があっても減らしませんので、校内で予備にしてください。

3) その他

- ・学校配布の「学校におけるアレルギー疾患対応資料」（DVD含む）をマニュアルの見直しや研修資料としてご活用下さい。



《アレルギー対応食食缶》



《食缶の中身》

- ・ 配送表
- ・ 対応食（個別アルミパックに
ネームプレート付）



《個別アルミパックの中身》

※対応食のあるもののみ、入ります。

左から

- ・ 大容器（ごはん）
- ・ 小容器（主菜）
- ・ 小容器＋保冷剤（サラダ等）
- ・ 保温ジャー（汁物）
- ・ 連絡表

学級担任にサインしてもらいます。

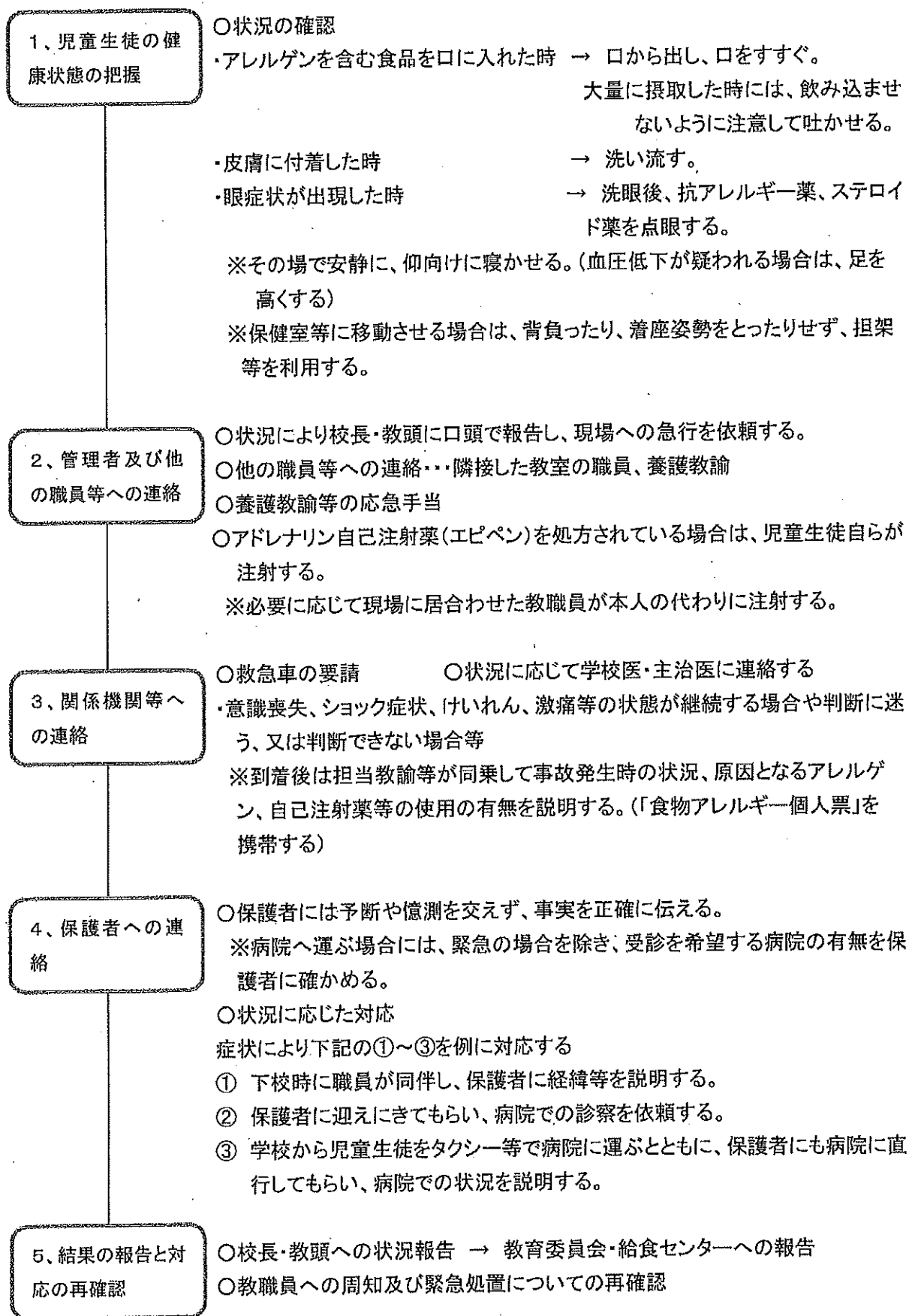
アレルギー対応食年間スケジュール

佐久市学校給食北部センター

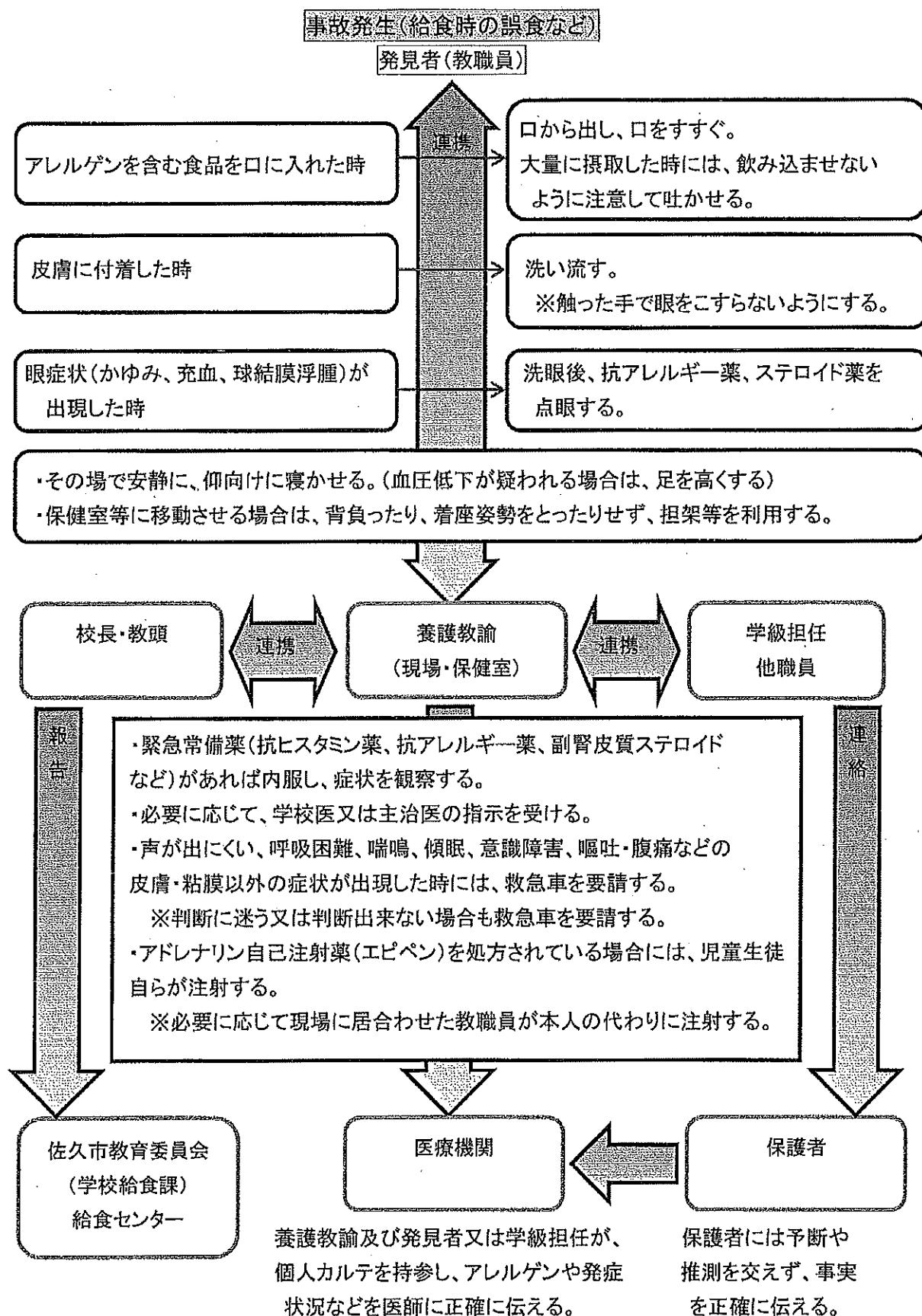
		小学校来入児	新中学生(6年生)	継続児童生徒
1 学期	4月	「対応食開始」		
	5月			
	6月			
	7月			
2 学期	8月	「食物アレルギー調査の依頼」 …各小学校へ	「食物アレルギー調査の依頼」 …各小学校(6年生)へ	
	9月	「食物アレルギー調査」 来入児一日入学時 □食物アレルギー調査表の配布	「食物アレルギー調査」 □食物アレルギー調査表の配布	
	10月	□食物アレルギー調査表締め切り (10月末)		
	11月	□食物アレルギー調査表とりまとめ □説明会通知発送		「継続希望調査及び必要書類配布」 各小中学校へ
	12月	□説明会開催(12月上旬) 「アレルギー対応食提供事業説明会」 (受診期間)		□継続意思の確認 (受診期間)
3 学期	1月	「実施意向調査」・「学校生活管理指導表」提出 □意向調査票等とりまとめ 「三者面談」 □面談日程調整 □面談通知発送 □面談(1月下旬～2月中旬までに) ※中学校新1年生については新規希望者対象、継続の場合は⇒		「継続書類」 □継続書類提出締め切り(1月上旬) (アレルギー及び飲用牛乳停止書類) □継続書類とりまとめ 「三者面談」…必要により行う
	2月	上旬		
		中旬	「申請書」提出 □申請書の受理および決定通知書起案 □決定通知書作成	□決定通知書作成
	3月	上旬	□決定通知書送付、4月の承諾書類送付	□決定通知書送付 「アレルギー対応について(学校用)」送付 「継続書類」…新担任・職員へ申し送り 「次年度対応準備」

食物アレルギー対応食提供における緊急時の基本的な対応手順

佐久市教育委員会 学校給食課



緊急時（アナフィラキシーショックを発症した場合）の対応例



佐久市学校給食センター給食会計の基本事項（平成30年度）

（根拠：佐久市学校給食センター条例施行規則）

- 1 この基本事項は、佐久市学校給食南部センター・北部センター・臼田センター・浅科センター・望月センター（以下、「給食センター」という。）に係る給食および給食費の会計に関して、必要な事項を定めることを目的とする。
 - 2 給食センターの行う給食は、月曜日から金曜日までの昼食時に実施するものとする。
 - 3 給食費の区分は次のとおりとし、一食単価額については施行規則第16条1項に基づき、運営委員会が決定する。
 - （1）小学生 270円
 - （2）中学生 310円
 - （3）職員 小学校職員と浅科給食センター職員は小学生と、中学校職員・給食センター職員（浅科センターは除く）は中学生と同額とする。
 - （4）給食試食者 給食試食者の徴収金は、提供したメニューにより前記（1）（2）に準じるものとする。
 - 4 給食費の徴収は、1食単価（日額）に当該月の給食実施総人数を乗じた額とする。
 - 5 学校は、翌月分の給食実施予定を、毎月定められた提出日までに学校給食センター係長（以下、「係長」という。）に提出するものとする。
 - 6 学校は、給食実施予定を提出後、行事等のため、学級・学年・学校単位で給食を受けなくなるときは、1週間以上前に【給食人員変更届】により係長に報告するものとする。
 - 7 インフルエンザなどによる学級閉鎖などで給食を受けなくなるときは、【給食人員変更届】により係長に報告するものとする。この場合、土・日・祝祭日を除き3日後から変更できるものとする。
 - 8 個人（児童生徒及び職員）単位の変更については、原則として連続5日以上欠食の場合、【給食人員変更届】により係長に報告するものとする。この場合、土・日・祝祭日を除き3日後から変更できるものとする。
 - 9 台風等自然災害による学校閉鎖で給食が停止となった場合の給食費は原則、徴収するものとする。
 - 10 短縮日課に伴う変更については、直ちに【短縮日課変更届】により係長に報告するものとする。
ただしこの場合は、配送業務の調整等が必要となることから、土・日・祝祭日を除き3日後から変更できるものとする。
 - 11 毎月の人員確認は、翌月の月初めに給食センターから送付する人員表（給食連絡日誌等）で各校が確認し、それを速やかに給食センターに返送し決定する。
 - 12 給食費は、11. で確認された受配校の月人員に1食単価を乗じた額を、給食センターが給食費納入通知書（10日前後）により請求する。
学校は、指定日（20日前後）までに納付書により指定口座に振り込むこととする。（ただし3月分は当月納入とする。）
 - 13 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
 - 14 アレルギー対応食提供事業等に伴う返金額は、別表のとおりとする。（一食当たり単価、消費税込）
- ※ 上記に定めのない各センター固有の事項等については、それぞれ対応することとする。

また、各センターの対応事項は学校給食課長に届け出るものとする。

別 表 （平成30年度）

区 分	牛 乳	米 飯	パ ン	ソフトめん
小 学 校	55円	22円	47円	47円
中 学 校	55円	29円	52円	53円

改正

平成20年3月27日条例第24号

平成26年12月19日条例第32号

佐久市学校給食センター条例

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、学校給食調理等の業務を処理するため、学校給食センターを設置する。

（名称、位置及び給食する学校）

第2条 学校給食センターの名称、位置及び給食する学校は、次のとおりとする。

名称	位置	給食する学校
佐久市学校給食南部センター	佐久市原563番地1	野沢中学校、中込中学校、野沢小学校、泉小学校、岸野小学校、中込小学校及び佐久城山小学校
佐久市学校給食北部センター	佐久市長土呂64番地22	浅間中学校、東中学校、岩村田小学校、佐久平浅間小学校、平根小学校、中佐都小学校、高瀬小学校及び東小学校
佐久市学校給食臼田センター	佐久市田口6450番地	臼田中学校、臼田小学校、田口小学校、青沼小学校及び切原小学校
佐久市学校給食浅科センター	佐久市甲2003番地1	浅科中学校及び浅科小学校
佐久市学校給食望月センター	佐久市協和6925番地	望月中学校及び望月小学校

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日条例第24号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月19日条例第32号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

改正

平成20年3月28日教委規則第4号

平成25年3月29日教委規則第1号

平成25年3月29日教委規則第2号

佐久市学校給食センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐久市学校給食センター条例（平成17年佐久市条例第197号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 佐久市学校給食センター（以下「給食センター」という。）に次の表の左欄に掲げる課を置き、同表の右欄に掲げる係を置く。

課	係
学校給食課	学校給食南部センター事業係 学校給食北部センター事業係 学校給食白田センター事業係 学校給食浅科センター事業係 学校給食望月センター事業係

(業務)

第3条 給食センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学校給食の物資の購入、調理及び配送に関すること。
- (2) 学校給食用器具の管理及び整備に関すること。
- (3) 学校給食の調理の研究及び調査に関すること。
- (4) 学校給食の会計の事務に関すること。
- (5) 給食センターの設置及び統廃合に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、給食センターの運営に必要なこと。

(職員の職)

第4条 給食センターに次の職を置く。

- (1) 課長
- (2) 課長補佐又は係長
- (3) 主事又は技師
- (4) 主事補又は技師補

2 前項に規定するもののほか、教育委員会が必要と認めるときは、別に定める職を置くことができる。この場合においては、佐久市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則（平成17年佐久市教育委員会規則第6号）の規定を準用する。

(職に充てる職員)

第5条 前条に規定する職は、事務職員又は技術職員をもって充てる。

(課長等の職務)

第6条 課長は、上司の命を受けて給食センターの管理及び運営に関する業務を統括し、所属職員を指揮監督する。

- 2 課長補佐又は係長は、上司の命を受けて業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
- 3 主事、技師、主事補及び技師補は、上司の命を受けて事務又は技術に従事する。

(その他の職員)

第7条 給食センターに事務職員又は技術職員のほか、業務職員を置く。

- 2 業務職員は、上司の命を受けて給食業務に従事する。

(専決)

第8条 課長の専決事項は、佐久市教育委員会事務局処務規程（平成17年佐久市教育委員会訓令第2号）の規定を準用する。

- 2 学校給食課の所管に属する部長以上の職にある者の専決事項に係る決裁については、学校教育課

長に合議しなければならない。

(課長の旅行)

第9条 課長が旅行する場合は、出発の日の2日前までに教育委員会に届け出てその承認を受けなければならない。

(施設及び設備の管理)

第10条 課長は、業務を円滑に運営するため施設及び設備を正常な状態に維持するように努めなければならない。

(防災及び警備等)

第11条 課長は、毎年度の始めにおいて、給食センターの防災及び警備の計画を作成し、教育委員会に提出しなければならない。この場合において、学校に併設されている給食センターにあっては、防災及び警備の計画の作成に当たり、当該学校長と協議するものとする。

2 職員は、課長の定めるところにより、給食センターの防災及び警備の任務を分担しなければならない。

(業務の計画)

第12条 課長は、毎年3月末日までに翌年度の業務計画を定め、教育委員会に提出しなければならない。

(業務の報告)

第13条 課長は、別に定めるところにより給食センターにおける業務の成果を教育委員会に報告しなければならない。

(事故の報告)

第14条 課長は、重大な事故が発生したときは、速やかにその状況を教育委員会に報告しなければならない。

(運営委員会)

第15条 給食センターの円滑な運営を図るため、諮問機関として、給食センターに運営委員会を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織し、委員の任期は、その職の在任中とする。

(1) 給食を受ける小・中学校長

(2) 給食を受ける小・中学校のPTAを代表する者

(3) 学校医を代表する者 1人

(4) 学校薬剤師を代表する者 1人

(5) 識見を有する者 若干人

3 運営委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

4 会長は、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営委員会の任務)

第16条 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 給食費の決定及び給食の経理の認定に関すること。

(2) 給食の献立方針に関すること。

(3) 学校給食に関する諸般の調査及び研究

(4) 前3号に掲げるもののほか、学校給食に関し必要と認めた事項

(運営委員会の会議)

第17条 会長は、必要に応じ、運営委員会を招集し、会議の議長となる。

(献立委員会)

第18条 給食の充実を図るため、給食センターに献立委員会を置く。

2 献立委員会は、給食を受ける小・中学校長を代表する者、栄養士、学校給食主任及び給食を受ける小・中学校のPTAを代表する者をもって組織する。

(監査)

第19条 給食センターに監事を置き、給食の経理を監査する。

2 監事は、学校長及びPTAを代表する者をもって充てる。

3 監査は、年2回行うものとし、その結果を教育委員会及び運営委員会に報告するものとする。

(簿冊その他)

第20条 給食センターに次に掲げる簿冊を備え付け、整理しなければならない。

- (1) 出勤簿
- (2) 超過勤務命令簿
- (3) 休暇欠勤承認簿
- (4) 出張命令簿
- (5) 物資受払簿
- (6) 栄養摂取状況記録簿
- (7) 献立表
- (8) 業者別仕入帳
- (9) 調定簿
- (10) 領収証つづり
- (11) 給食日誌
- (12) 前各号に掲げるもののほか、管理運営に必要な簿冊
(補則)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の佐久市学校給食センター管理規則（昭和41年佐久市教育委員会規則第2号）、臼田町学校給食センター規則（昭和41年臼田町教育委員会規則第2号）、浅科村学校給食共同調理場管理規則（昭和57年浅科村教育委員会規則第1号）又は、望月町学校給食共同調理場管理運営規則（平成16年望月町教育委員会規則第1号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年3月28日教委規則第4号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日教委規則第1号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日教委規則第2号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

改正

平成25年9月26日教委告示第17号

平成25年11月25日教委告示第19号

平成26年12月24日教委告示第23号

平成29年3月23日教委告示第12号

佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、食物アレルギーを有する児童又は生徒に対して等しく学校給食を提供するために、アレルギー対応食提供事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、アレルギー対応食とは、学校給食の献立から食物アレルギーの起因となる食品を除去した除去食又は当該食品の代わりとなる食品を使用した代替食をいう。

(実施施設)

第3条 事業は、佐久市学校給食センター条例（平成17年佐久市条例第197号）に規定する学校給食センターにおいて実施する。

(対象者)

第4条 事業の対象者は、食物アレルギーを有する児童又は生徒で学校給食の献立によっては食べられない食品があるものとする。

(調査の実施)

第5条 佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、食物アレルギーを有する児童又は生徒を把握するため、必要な調査を実施するものとする。

(事業内容説明等)

第6条 教育委員会は、前条の調査結果に基づき、アレルギー対応食を希望する保護者に対し、事業内容について説明を行うものとする。

2 前項の説明を受けたうえで、事業の実施を希望する保護者は、佐久市学校給食アレルギー対応食実施意向調査票（様式第1号）及び学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式第2号）を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の調査票及び指示書を受理したときは、保護者、学校関係者及び教育委員会の三者による面談を実施するものとする。

(実施の申請)

第7条 前条第3項の面談を受けた保護者は、事業の実施を申請しようとするときは、佐久市学校給食アレルギー対応食実施申請書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

(実施の決定)

第8条 教育委員会は、前条の申請書を受理したときは、事業の実施の必要性等を審査し、事業の実施について決定したときは、佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業実施決定通知書（様式第4号）により保護者に通知するものとする。

(アレルギー対応食の提供等)

第9条 教育委員会は、前条の規定による通知をした保護者（以下「実施決定保護者」という。）に対し、事業を実施する月（以下「実施月」という。）の前月20日までに実施月1か月分の実施予定献立表を送付するものとする。

2 前項の実施予定献立表の送付を受けた実施決定保護者は、その内容を確認し、事業の実施を承諾したときは、実施月の前月25日までに佐久市学校給食アレルギー対応食実施承諾書（様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の承諾書の提出があったときは、アレルギー対応食を提供するものとする。

4 教育委員会は、実施月の中で食品等の理由からアレルギー対応食を提供できない日がある場合については、実施決定保護者に対し、弁当（学校給食の献立の全部又は一部の代わりとしての食事を

いう。)の持参日を指定できるものとする。

(アレルギー対応食の変更又は中止)

第10条 アレルギー対応食の内容の変更又は事業の中止を希望する実施決定保護者は、佐久市学校給食アレルギー対応食変更(中止)願(様式第6号)を教育委員会に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、第3条第2号から第4号までの施設においてなされたアレルギー対応食の提供に係る決定、手続きその他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成25年9月26日教委告示第17号)

この要綱中第1条の規定は平成25年10月1日から、第2条の規定は平成26年1月1日から施行する。

附 則 (平成25年11月25日教委告示第19号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成26年12月24日教委告示第23号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月23日教委告示第12号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第7条関係)

様式第4号(第8条関係)

様式第5号(第9条関係)

様式第6号(第10条関係)